

2027年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2026年6月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業憲章の理念を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を

『中小企業憲章』の理念を国民全体の認識とし、その内容を実現するために次のことを強く要望いたします。

- (1) 中小企業憲章の理念を国民の総意とするための国会決議。
- (2) 中小企業を軸とした経済政策のため、省庁横断的機能を発揮する会議体の設置。
- (3) 専任の中小企業担当大臣の設置。
- (4) 独立性や権限を強化し、中小企業振興政策と地域振興政策などを総合的に進めるための中小企業庁の中
小企業省への昇格。
- (5) 中小企業基本法など中小企業に関わる法制度について、中小企業憲章の理念に基づき検証・見直しを行
うことについての検討。
- (6) 「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」の盛り上げと周知。

2. 公平・公正な市場のルールを確立し、中小企業の価格転嫁が進むよう健全な競争環境の醸成を

- (1) 公平・公正な取引環境の実現をめざす政策を推進すること。
- (2) 「価格交渉促進月間」を通年の取り組みにするなど、価格転嫁交渉が進む政策を推進すること。
- (3) 原材料のみならず、特に労務費や賃金の価格転嫁が進む政策を推進すること。
- (4) 立場の弱い企業にしわ寄せされないよう、中小企業の取引環境を改善・改革する政策を推進すること。
- (5) 「パートナーシップ構築宣言」を「宣言」にとどまらせないよう、取り組みを実施すること。
- (6) 調達・購買時など実質的で公正な取引の視点から、中小企業に配慮した取引条件の確立を図ること。
- (7) 独占禁止法を厳格に運用すること。特に大手企業のカルテルは一層防止すること。
- (8) 中小受託取引適正化法(取適法)において、逸脱した企業、悪質な企業へ罰則強化を盛り込むこと。
- (9) キャッシュレス決済の手数料は、EUでは0.2%から1%程度であり、世界的に見ても日本の2%~3.5%は高
い手数料となっているため、手数料の上限規制や中小企業支援策を検討すること。(新規)

3. 経営者保証ありから経営者保証なしへ、中小企業金融のパラダイムシフトを

- (1) 「経営者保証改革プログラム」の浸透・定着に向けた取り組みを一層推進すること。
- (2) 金融機関の取引企業への経営支援強化に向けた対応を促進すること。
- (3) 民間金融機関の伴走支援「専用当座貸越」の取り組みを強化すること。
- (4) 金利上昇傾向を踏まえ、金利の補助や低金利の融資制度などの支援施策を強化すること。(新規)
- (5) 金融機関と中小企業の信頼関係構築の一環として、金融機関が金融仲介機能のベンチマーク等の積極的
な公開を促進すること。

4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充を

- (1) 中小企業の労働環境改善の自主的な取り組み(制度見直し、IT化、福利厚生等)を支援すること。
- (2) 中小企業の公正な経営環境づくりに政府全体で取り組むこと。
- (3) 働き方改革の推進にあたっては中小企業憲章に基づき政策を検討すること。
- (4) 最低賃金の引き上げは、早い段階で広く中小企業の意見を聞くこと。早急な最低賃金の引き上げ実施は
中小企業経営に悪影響を及ぼすため、以下を要望します。

①社会保険料の助成や減免。②取引関係の一層の適正化を進める政策の推進。③業務改善など付加価値

向上への支援等の施策の推進。④最低賃金の地域間格差の是正に向けた段階的な対応。

- (5) 賃上げを促進するため、賃上げ分については一定期間（少なくとも1年間）、社会保険料の算定から除外する仕組みを検討すること。賃上げが直ちに保険料負担増につながる現行制度では、労使双方にとって賃上げのメリットを感じにくい。算定猶予を設け、賃上げの効果を実感しやすくし、働き控えの解消と中小企業の持続的な賃上げにつなげる制度を求めます。（新規）
- (6) 「収入の壁」の問題に取り組み、収入の壁を引き上げること。最賃上昇に伴う就業調整問題は、より一層の人手不足につながっています。以下の政策の推進を要望します。
 - ①働いた分は収入が上がり、収入が上がると手取り収入が増える制度設計を求めます。
 - ②年収130万円を超えたパート労働者等は、社会保険加入が必要となり手取り収入が激減するため、賃金が上がっても労働時間を抑制します。こうした「収入の壁」を超えた「収入の崖」のような実態について、政府はあらゆる政策を検討すること。
 - ③130万円の壁は、上限を所得水準の伸びに応じて改定していることを踏まえ、収入上限を256万円程度に上げること。少なくとも所得税の壁の178万円に合わせるべきです。
 - ④106万円の壁の撤廃には反対します。週20時間の壁が温存され、就業調整が深刻化します。
 - ⑤住民税や所得税による配偶者の年収の壁も世帯収入増加の方向で見直すこと。
 - ⑥イギリスで実施されている一定年収を超えた部分だけに保険料を徴収する仕組みの導入を検討すること。所得税と同じような「基礎控除」を社会保険料にも導入すべきです。（新規）
 - ⑦転職エージェントの求職者側への強引で悪質な勧誘等のトラブルが出てきているとともに、違約金が発生しない時期になると同じ求職者を勧誘するなど企業側にとって業務妨害と受け止められるような問題もある。政府は転職に関わるトラブル防止のためのルールやガイドラインを策定すること。

5. 中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

- (1) 国民生活の中核である中小企業・小規模企業と地域が継続・発展する公正な税制を求めます。
- (2) 増税や社会保険料率増には反対です。物価上昇局面では減税や社会保険料減免の政策を求めます。
- (3) 大企業や高額所得者の税制・社会保険料の負担率を是正し、担税能力に応じた負担を求めます。

現在、大企業よりも中小企業・小規模企業(18%程度)の方が高い法人税負担率となっています。資本金100億円以上の法人(12.7%程度)、グループ通算税制の大企業(6.6%程度)の法人税負担率を、資本金1～5億円規模の20%程度に高めること。社会的責任に見合う適正な税負担とし、財政の健全化や社会保障の財源とするべきです。
- (4) 防衛増税には反対です。防衛増税の財源として法人税や所得税、たばこ税などの増税は許容できません。この税制措置について国会で十分議論し、丁寧な議論と民主的な形で進めることを求めます。
- (5) 世帯収入が上がり、家計負担が軽減できる税制を要望します。
- (6) 少子化対策は税制・社会保障・医療費・保育費・教育費・奨学金・住居費等あらゆる分野に及ぶため総合的な対策が必要ですが、子育て支援金という名の社会保険料増には反対です。
- (7) 物価上昇に応じた減税を求めます。諸外国で導入されている「物価スライド税制」を要望します。
- (8) 現行の賃上げ税制の税額控除では黒字法人しかメリットがありません。赤字法人でも賃上げしてメリットが生まれる税制を求めます。
- (9) 広く分配をするため、基礎控除104万円を収入に関係なく恒久的に適用すること。給与所得控除は物価に連動して見直し、10%程度引き上げ、手取り収入の増加を図ること。（新規）
- (10) 社会保険料の全体の料率を下げること。標準報酬月額等級の上限額を上げることや政府の財政支援などを財源とすること。

- (11) 消費課税は低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい税制であるという実態があり、消費課税の抜本的な見直しを求めます。特に輸出戻し税は問題点が指摘されていることを踏まえ、大手輸出企業への還付の見直しを求めます。なお中小企業への影響は避けること。
- (12) 消費税は複数税率ではなく、同率による消費税減税を実施すべきです。現在、食料品を 0%税率とする議論が行われていますが、消費税は事業者が納税義務者であり、価格転嫁が困難な中小事業者にとっては実質的な負担となっている。とりわけ食料品を 0%とした場合、仕入や経費には課税が残るため、仕入税額控除が十分に行えず、事業者の税負担が増加することが強く懸念されます。(新規)
- (13) 適格請求書等保存方式(インボイス)については、中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらしています。インボイスは廃止が望ましいですが、現行制度において下記を要望します。
 - ① 小規模事業者の激変緩和措置や仕入控除の段階的な引き下げには反対します。80%を恒久化すること。
 - ② 早急に売上高 1,000 万円の免税水準を実質的に維持する制度の構築を強く要望します。
- (14) 事業承継税制は事業承継者が猶予不適當になった場合のリスクが大きく、10 年程度の一定期間の事業継続を条件に、猶予ではなく免除制度導入を進めるべきです。また「市場取引がない中小企業の株式」は額面価格での評価を求めます。
- (15) 事業承継に伴う税については、納税猶予制度に過度に依存するのではなく、事業継続を条件とした特別控除を創設し、相続税は現行基礎控除の 3 倍程度、非親族承継の場合の非上場株式の贈与税は基礎控除を大幅に引き上げるなど、安心して事業承継を進められる税制へと見直すべきです。(新規)
- (16) 中小企業の M&A は、M&A 仲介業者の双方代理という利益相反取引問題、テール条項といわれる契約期間終了後も手数料を取得する契約などの問題も多く、『中小 M&A ガイドライン』を周知徹底すること。また最低手数料など仲介料高騰の問題があり、悪質な場合は指導や規制を検討すること。
- (17) 政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望します。
- (18) 外形標準課税の中小法人への適用拡大は引き続き反対します。

6. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

- (1) 学校教育等においては中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教えること。
- (2) 小・中・高等学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に組み込むこと。
- (3) インターンシップは学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うこと。
- (4) 給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図ること。
- (5) 奨学金の返済額減免制度、有利子部分を国が負担するなど積極的な支援を行う制度を創設すること。奨学金返済を支援する自治体・企業への支援策を拡充すること。
- (6) 大学の授業料引き下げを速やかに実施し、短期的に高等教育の無償化を実現すること。
- (7) 就職活動のルールを策定し、その実効化を図ること。ルール策定に際しては中小企業の実態と声を重視すること。

7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

- (1) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、地域の中小企業への受注機会を拡大すること。
- (2) 一般競争入札基準(全省庁統一資格)は大企業有利であり、中小企業の入札の公平な改定を求めます。
- (3) 公共事業は予算や入札などの関係から、価格転嫁交渉に応じない事例があり、受注者が材料の高騰や労務費などの上昇分を負担しています。価格転嫁できる制度とすること。

8. 持続可能で循環型経済社会の形成とSDGs・エネルギーシフトの推進を

- (1) 電気代・エネルギー代高騰への対応・対策を支援すること。省エネを促進し、経済対策にもなることから、省エネ・節電の設備機器の購入・入れ替えや省エネ改修などを支援すること。
- (2) 発送電分離は資本関係を解消して完全に別会社とする「所有権分離」を速やかに実現すること。
- (3) SDGs・エネルギーシフトを推進し、地域内循環を高め地域経済が継続的に発展できる政策を推進すること。中小企業による地域内循環経済型の再エネ開発を支援すること。
- (4) 化石燃料・CO2などの大幅な削減の取り組みを進め、適応と緩和のあらゆる策を推進すること。

9. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 地域経済を底上げするために、中小企業・小規模企業の支援を抜本的に強化すること。地方創生では自治体が中小企業振興・地域振興を推進できるよう支援や施策を充実させること。
- (2) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援し、また日本への回帰や撤退に適切な支援をすること。
- (3) AI や IoT、ICT、DX などの利活用における中小企業への支援を強化すること。

10. 東日本大震災等の教訓を生かし、災害対策や地域振興を推進して防災・防疫対策を

- (1) 東日本大震災や熊本地震等の教訓を生かし、能登半島地震の速やかな復旧・復興を進めること。
- (2) 安心・安全な災害対策・防災体制を築き、防疫対策を推進し、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりなど地域振興を推進すること。

11. 起業家を増やし、事業を維持・発展させるために

- (1) 起業家を育成し、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりなどの取り組みや地方都市でのスタートアップエコシステムの支援強化を支援すること。
- (2) 100 億円宣言企業の支援施策と同様に、10 億円宣言企業や1 億円宣言企業向けの施策を実施し、各地域に売上1 億円規模の中小企業・小規模事業者を100 社育成するような政策を求めます。(新規)

—中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン「7つの発展方向」—

私たちは、日本経済がさまざまな課題を克服し、持続可能で健全に発展する道を切り開き、豊かな国民生活が実現することをめざして、以下のとおり日本経済ビジョンを提案し、多くの方々と連携して実現をめざしていくことを呼びかけるものです。

- ① 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築く。
- ② 持続可能な経済社会づくりのための地域分散型・内需主導型の経済をつくる。
- ③ 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化を促進する。
- ④ エネルギーシフトで持続可能な経済社会を推進する。
- ⑤ 誰もが人間らしく学び、働き、生きることができ、働く環境づくりを推進する。
- ⑥ 大企業の地域経済や中小企業に対する社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築く。
- ⑦ 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりを進める。